

農林水産省告示第千九百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項並びに別表第二十七号の規定に基づき、農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を次のように定める。

平成十七年十二月二十六日

農林水産大臣 中川 昭一

農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業

（場外設備の位置、構造及び設備の基準の特例）

第一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域（構造改革特別区域法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）内において、競馬場に隣接することその他の地域における特性により、地方競馬（競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条第五項に規定する地方競馬をいう。以下同じ。）の小規模場外設備（競馬法施行令（昭和二十三年政令第二百四十二号）

第二条第一項に規定する場外設備であつて、その規模が、勝馬投票券の発売等の用に供する窓口の数が五以内で、かつ、最大滞留者数が百人以内のものをいう。以下同じ。）の設置が、文教上及び保健衛生上著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、法第四条第二項第四号に掲げる特定事業の内容として次に掲げる事項を構造改革特別区域計画（法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画をいう。）に記載し、同条第八項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る小規模場外設備については、競馬法施行令第十七条の七において準用する同令第二条第一項の承認の申請（次項において単に「承認の申請」という。）において次項の書面が提出された場合に限り、平成四年十二月二十一日農林水産省告示第千三百九号（場外設備の位置、構造及び設備の基準を定める件）に定める基準を満たしているものとみなす。

一 小規模場外設備の規模の上限

二 小規模場外設備を設置できる区域の範囲

2 前項の書面は、承認の申請に係る小規模場外設備が同項各号に掲げる事項及び次に掲げる事項に適合していることにつき、構造改革特別区域を管轄する都道府県知事が確認した書面とする。

- 一 設備に関して、次に掲げる事項に適合すること。
- イ 小規模場外設備の規模及び設備に応じた適切な広さであること。
- ロ 勝馬投票券の発売等の用に供する設備が整備されていること。
- ハ 入場者の用に供する設備が整備されていること。
- ニ 管理運営に必要な設備が整備されていること。
- 二 運営に関して、勝馬投票券の発売等が公正に行われることが確実に認められること。
- 三 設置に関して、地域社会との十分な調整が行われていること。

(事業)

第二条 法別表第二十七号の主務省令で定める事業のうち農林水産省告示で定める事業は、別表に掲げる事業とする。

附 則

この告示は、平成十八年一月一日から施行する。

別表（第二条関係）

| | |
|-------|---------------------|
| 事業の名称 | 地方競馬における小規模場外設備設置事業 |
| 関係条項 | 第一条 |